

国民生活審議会 消費者政策部会  
第8回議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

## 第 8 回 国民生活審議会消費者政策部会 議事次第

日 時：平成 20 年 3 月 17 日（月）15:00～16:35

場 所：中央合同庁舎第 4 号館共用第 1 特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 題

- ( 1 ) 国民生活センターのあり方について
- ( 2 ) 「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」の国会提出について（報告）
- ( 3 ) 「消費者契約法等の一部を改正する法律案」の国会提出について（報告）
- ( 4 ) その他

### 3．閉 会

## 第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人 E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本八ム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名

## 第 21 次国民生活審議会第 8 回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	水 巻 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 12 名

### [事務局]

西国民生活局長、堀田官房審議官(国民生活局担当)、川辺国民生活局消費者調整課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、加納国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室長、小川国民生活局消費者情報室長

松本部長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、前回までの議論を踏まえまして取りまとめました「消費者政策部会報告書（素案）国民生活センターの在り方～消費者行政の現場対応の強化に向けて～」の議論を行いますとともに、「『独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案』の国会提出について」及び「『消費者契約法等の一部を改正する法律案』の国会提出について」の報告をお聞きしたいと思います。

それでは、議題1の「国民生活センターの在り方について」の議論を行いたいと思います。まず、資料1に基づきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

川辺消費者調整課長 消費者調整課長の川辺でございます。御説明申し上げます。

「国民生活審議会消費者政策部会報告書 国民生活センターの在り方（素案）」とございます。「消費者行政の現場対応の強化に向けて」という副題を掲げさせていただいております。

1ページ目でございますが、「はじめに」のほかは、全部で1から7章までございまして、「はじめに」と1はこの報告の全体的なアイデア、2、3、4が国民生活センターが強化すべき機能、5に、やや将来的課題でございますが、被害者救済機能の強化、6につきましては、国民生活センターよりも、それに関連する地方の消費生活センターの活性化の問題、最後に、2から6までを受けまして、国民生活センターの組織形態等、こういう形の構成になってございます。

では、最初に戻りまして御説明させていただきたいと思います。「はじめに」でございますが、基本的にここには、今、行政が「消費者・生活者を主役とする行政」への転換を求められており、その結果として、「消費者が主役となる政府」においては、国民生活センターと地方の消費生活センターが一体となって機能強化を図ることが必要であると書かれております。

次に、「1.消費者行政の現場対応の強化」について御説明させていただきます。まず、ここで一番大きく言われておりますのは、消費者行政の実施部門としての消費者問題の現場で中心的な役割を果たしている国民生活センターと消費生活センターが一体となって機能を強化していくことが必要であると言われております。

もう一枚めくっていただきまして、2ページでございますが、そのときに大きく3つの機能が重要でありまして、1つは、消費者問題の現場対応を行う、いわゆる消費者問題に関するワンストップ・サービス拠点が必要である。次に、現場の情報を集約・分析・発信し、消費者被害を防止する等の「市場の監視役」としての役割が重要である。3番目に、「現場情報を政策に反映」させる役割。この3つが必要であるということでございます。

更に、実現した新組織の姿にもよるところですが、消費者の被害救済機能の強化について検討することも重要でありますし、また、消費者行政につきましては、地方の消費者行

政に負うところが大きいので、やはり地方の消費生活センターの活性化、更に地方の消費生活センターと中央の国民生活センターとの連携強化が重要であると、そういったことを述べさせていただいております。

次に、各論の2から申し上げます。2は、今、申し上げた機能のうちの最初の機能、「ワンストップ・サービス拠点としての役割」でございます。ワンストップ・サービスとは何かということにつきまして、ここでは3つの要素を挙げさせていただいております。1つは、消費生活や消費者被害のあらゆる相談を受け付けること。2番目に、苦情相談から事業者へのあっせんまで一貫して取り組むこと。これは、国民生活センター及び地方の消費生活センターの両方が共有する役割でございますが、更に国民生活センターについては、消費者問題に関する情報を一元的に集約し、消費者及び消費者問題にかかわる人々への情報提供に取り組む。一元的に情報を集約すると同時に、情報提供の役割も担っていく、そういったことがワンストップ・サービスとしての重要な役割ではないかというふうに書いております。

更に各論を申し上げますと、(1)の「消費者から見てわかりやすい窓口の整備」です。まず、ワンストップ・サービス機能の中で重要なこととしましては、消費者から見てわかりやすい窓口が整備されること。更に、助言・あっせんや適切な部署の紹介等、納得する対応が窓口によって行われることが重要である。そのためにはどういうことが必要かというところ、国民生活センター及び消費生活センターがネットワークを構成し、例えば、電話番号の統一などということもございしますが、わかりやすい一元的窓口を形成されることが適当であるとさせていただいております。

更に、もう1ページめくっていただきますと、消費生活センター及び国民生活センターは、関係機関とも有機的なネットワークを構築しまして、専門的・技術的な相談についても適切な部署を紹介できるようにすべきであるというふうにさせていただいております。

更に、そういったことを確実にを行うためにどういうことが必要か、どういうことが国民生活センターに求められるかと言いますと、まず、地方の消費生活センターの解決能力を上げていく。そのためにはどういうことが国民生活センターに求められているかと申しますと、3ページ目の3パラグラフ目でございますが、まずは経由相談の充実を図るべきである。地方の消費生活センターだけではなかなか対応できないこともございますので、国民生活センターの経由相談を使って、国民に対して質の高い相談能力を提供していくことが重要である。その際には、国民生活センターには外部専門家を活用する余地がございますので、個々の消費生活センターでは対応できなくても、経由相談を活用することによって、難易度が高い専門的な相談にも対応していくことができる、そういうことを述べさせていただいております。

更に、次のパラグラフでございますが、国民生活センターと消費生活センターにおいて人材交流をするのがいいのではないかと。更に、後ほど申し上げますが、いわゆる重大事案が起こりましたときに、重点的に調査を行います調査員、仮称でございますが、「消費者

Gメン」といったものを地方に派遣するなどということも考えられるのではないかと。

更に、P I O - N E T のことですが、P I O - N E T というのはまさに小さな消費者窓口でこそ必要なのではないか。そういったところには、活動日数や専門職員の配置等にかかわらず、P I O - N E T 端末を設置すべきではないか、こういう御提言をいただいております。

いずれにせよ、ネットワークの整備などに取り組むことによって、消費生活センターのサービスの水準に地域差が生じないように、一元的窓口としての機能を向上させていく、そういったことが重要なのではないかと申し上げております。

( 2 ) は「消費者紛争の解決」ですが、既に国民生活センターは去年 12 月に当部会の報告を受けまして、国民生活センターの A D R 機能を整備・付加する方向で、今年の 3 月に国会に法律改正案を提出したところですが、地方公共団体におきましても、地方の苦情処理委員会の活動の活性化を図るべきだと、こういうふうに書かせていただいております。

次に、2 番目の「市場の監視役としての役割」ですが、市場の監視役としての役割は、事前規制と裁量行政から、行為規則を定め、ルールに基づいて遵守状況を監視する行政に移行していく中で、やはり市場の監視機能を高めることが消費者行政にとって非常に重要ではないか、そういう認識の下に書かれております。そのためには、いわゆるセンサー機能、問題を早く察知し、そして被害を未然に防止するアラーム機能、警告を発する機能が必要なのではないかと、こういうふうにさせていただきます。

( 1 ) ですが、そのためには何が一番重要なのかということについては、まず、消費者問題に関する情報を迅速かつ一元的に集約する、こういった体制を確保することが重要である。それが大きな基盤であると考えております。

消費者問題につきましても、4 ページ目の真ん中に書いてございますが、今、食の安全に関しても、各府省の情報を集約することが検討されておりますけれども、その他の消費者問題につきましても、関係機関の保有する情報の集約を図るべきである。その場合、どこに集約をするかということ、やはり国民生活センターが適当なのではないかというふうに書かせていただいております。

更に、現在、各府省に対して P I O - N E T 端末の設置が進んでおりますけれども、なかなか情報共有が進んでいるという状況ではございませんので、是非国民生活センターの方と関係機関の相互で情報交換を行うとともに、国民生活センターのデータベースにデータを集約していく、そういったことが重要なのではないかと書かれております。

5 ページ目ですが、その際に気をつけるべき点としては 2 つ、いわゆる安全にかかわる情報と、それ以外の取引にかかわる情報については切り分けて集約する必要がございます。特に安全にかかわる情報につきましては、事故情報データバンクなどを使いまして、多くの関係機関から情報提供が迅速に行われる仕組みを講じる必要があるのではないかと書いております。

また、P I O - N E Tにつきましては、常々データの入力が遅いということが指摘されておりましたので、まずは情報システムの面において改善を図ることによって、迅速な情報収集を可能にしたいと、そういうふうに考えております。

( 2 ) の「分析・調査研究の充実・強化」でございますが、勿論、情報を集約することが大前提でございますが、それをいかに使いこなすかということが重要であるということでございます。いわゆる集約された情報から、どのように的確な警告情報なり、的確な分析を行ってそれを流していけるか、そのために必要な専門家の確保が必要である、そういうふうに考えております。

更に、先ほども申し上げましたが、重大な事案について重点的に調査を行う調査員、「消費者Gメン」というものを設置することを検討すべきである。消費者Gメンの法的な権限につきましては、まだこれから検討する余地がございますけれども、いずれにせよ、個別の重要な案件について調査をする人が国民生活センターに必要なのではないか、そういう御提言だったと思います。

更に、消費者問題に関する調査研究をする研究機関としての機能も充実させていくべきではないか、そういう御提言をいただいております。

3番目に、「商品テスト機能の充実強化」でございますが、まずは、関係機関のテスト実施状況について、データベースをつくることによりまして、どこでどんなテストをやっているかということ把握する必要があるのではないかと。その後、他機関のテスト内容と重複しないように、テストを国民生活センターは重点的に行うべきではないか。更に、もし非常に重要な問題で国民生活センターではできないようなテストだとしても、センターが必要と判断した場合には、他のテスト機関によって優先的に行われる、そういったような制度も必要になるのではないかと、こういうふうに掲げさせていただきました。

なお、国民生活センターは既に国立健康・栄養研究所、農林水産消費安全技術センター及び製品評価技術基盤機構との連携・協力の推進に関して合意を行ったところでございます。このような取組みを他の機関ともやっていくことが望まれると、こうさせていただきます。

( 4 ) でございますが、「消費者の自立支援に向けた情報提供」とさせていただきます。2パラグラフ目でございますが、P I O - N E T 情報や事故情報データベースで得た情報の中から、いかに有意義な、重要な警告情報をつくり出して、それを発信させていくか、そういったことが重要だと思います。その場合には、迅速に警告情報を発し、消費者に確実に伝達する体制の構築が求められておりますし、更に、そういった情報がいかに消費者に適切に届いているかを把握し、より効果的な情報発信手法を検討していくことが重要とされております。

次のパラグラフでございますが、教育現場への消費者問題の専門家の派遣と、いわゆる消費者教育の重要性についても、国民生活センターが担うことが重要とされております。

更に、国民生活センターと消費者団体について、情報提供や人的交流等、活動への支援

を行うことも重要とさせていただいております。

(5)の「国際的な連携の促進」でございますが、やはり取引の国際化が進んでおりますので、国境を超えた消費者問題が増加しております。国境を超えた消費者紛争について、実態を把握し、その解決のために諸外国の類似の機関とのネットワークを構築することが重要であると、そういうふうにさせていただいております。

7ページ目でございますが、「事業者に対する監視機能の強化」でございます。2つございまして、1つは、適切なルールに基づいて、違法な、悪質な事業者や製品事故に対する事業名を積極的に公表していくこと。

4の方で後述されておりますが、法執行機関に適切に相談情報が反映されていく、そういった仕組みを構築することによって、違法行為の抑止力につながるとさせていただきます。

7番目は、国民生活センターと事業者・事業者団体との間にもう少し交流があってもいいのではないかと御指摘もございましたので書かせていただきますが、国民生活センターが、特に事業者・事業者団体と消費者問題について情報交換を行う。例えば、ベストプラクティス、好事例の紹介などによって、事業者の社会的責任の取組みを促進する、こういったことが重要ではないかと書かせていただいております。

大きな機能の3つ目の柱として、「4.現場情報を政策に反映させる役割」がございます。1つは、法執行部門との連携でございまして、国民生活センターが集約する苦情相談情報が法執行部門に反映させる仕組みとなることが望ましい。

8ページ目になりますが、その場合には、センターが入手した情報を分析し、その結果を必要に応じて各府省の執行部門に対し、勧告等を行う、そういったことも求められるのではないかと。

更に、今、検討されている新組織自身が法執行機能、取締りの権能などを持つ場合には、国民生活センター自身が立入調査権等を担うことも一種の検討課題であると、このようにさせていただきます。

今のはいわゆる法執行機能でございますが、もう一つ、「政策の企画立案への反映」についても重要である。その場合には、P I O - N E Tの情報などにおいては、事実関係の確認等において不十分な場合もございますので、国民生活センターが実態を的確に把握するための調査を行い、明確な根拠、検証プロセスに基づいた政策提言を行う必要がございます。

更に、このような政策提言に対して、各府省がどのように対応したか、そういったものを公表する。そういったことが提言として盛り込まれております。

3番目に、国家公務員や地方公務員が消費者の立場に立って職務を遂行できるように、研修の中に国民生活センターや消費生活センターで現場を体験するような、そういった研修制度を設置したらどうかという御提言でございます。

「5.被害者救済機能の強化」でございますが、これは、先ほどから申し上げます

消費者行政の一元化のための新組織についての議論を踏まえつつ、国民生活センターが消費者被害の救済に主体的に関与する仕組みの在り方についても検討することが必要であるとさせていただいております。

9ページ目でございますが、その場合、今、考えられているアイデアとしては2つありまして、いわゆる事業者の不当行為に対する差止請求権を付与することも1つの検討課題であります。

更に、今後、法制上の可否を含めた検討も必要なんですけれども、いわゆる父権訴訟と呼ばれている、消費者被害に対して、公的機関が私人に代わりまして民事訴訟を提起いたしまして、得られた損害賠償金を分配する。または、公的機関が違法行為を行った事業者から何らかの形で財産を没収し、被害者に分配する仕組み。いずれにせよ、何らかの形で被害者救済のために公的機関が関与する。どのように関与していくかといったことも、将来的な検討課題であるとさせていただいております。

次に、「6. 地方の消費生活センター等の活性化」で、いわゆる地方の問題について簡単にまとめさせていただきます。認識としましては、消費者問題の現場対応を最前線で担っているものは地方の消費生活センターである。ただし、行政改革や厳しい地方財政を背景に、消費生活センターの活動は全国的には縮小傾向にあり、地域差も生じている。その活性化のための支援強化が必要であるということと同時に、地方自治体においても消費者行政の重要性の認識を高めるべく、何らかの働きかけを行っていく必要がある、そういうふうに書かせていただいております。

更に、消費生活センターにつきましては、例えば、法律上の位置づけを与える等、機能の拡充を促すとともに、国との連携強化について、制度的に担保する方策を検討すべきであるとさせていただきます。

更に、すべての消費者の方に対して、一元的窓口機能を提供できるように消費生活センターの設置を目指すべきである。

更に、地域における国、都道府県、市町村の各種相談窓口や法執行機関などの関係機関において、特に都道府県と市町村間の消費生活センターなどもそうなんですけれども、連携や人事交流を通じて協力体制を築くことが大事ではないか、そういうことが書かれています。

更に、再掲でございますが、地方の苦情処理委員会の活動の活性化を図ることが必要とさせていただいております。

10ページ目でございますが、以上のことを踏まえまして、消費者行政の現場対応の強化の観点から、国民生活センター及び消費生活センターにおいて上記の機能を担うべく、必要な予算・人員を確保すべきであるとさせていただいております。

更に、組織形態の在り方については、消費者行政推進会議における消費者行政の一元化のための新組織に関する議論も踏まえて、所要の見直しを図るべきである、このように結論づけていただいております。

ちょっと駆け足でございましたが、事務局からの説明は以上でございます。

松本部長 ありがとうございます。以上の事務局の説明を踏まえまして、これから国民生活センターの在り方について御議論いただきたいと思います。全体にわたる議論につきましては最後に行くことにいたしまして、各パーツごとに御議論いただきたいと思えます。まず、1ページ目の「はじめに」と「1. 消費者行政の現場対応の強化」の部分につきまして、御意見ございましたら、お出してください。佐野委員、どうぞ。

佐野委員 最初に書かれている「10年、20年先を視野に入れた」というところです。この部会でも、10年、20年先はどうやって考えるのか、無理ではないか、せめて4、5年がいいところというご意見がありましたが、ここは、まさに今すぐとか、来年度スタートできるようなことがたくさん書かれているので、「はじめに」の終わりの部分に、この報告書で取り上げた事項について、早急を実施できるものがあつたら、すぐにでも実施すべきであるという一文句入れていただきたいと思えます。反対に今できることまで10年、20年先まで待つのではないかなというような気がします。

それと、言葉の使い方ですが、「消費者が主役となる政府」と「消費者が主役となる行政」というのが両方書かれています。何か違いがあるのか、よくわからないので、その辺、もう少し整理をしていただきたい。

もう一つ、1ページの最後の行ですが、「今まで以上に、消費者の立場に立ち、消費者の自立を支援するため」とあります。この前に是非「消費者の権利の尊重及び消費者の自立を支援するため」と、「権利」の言葉も入れていただきたい。これがまさに基本法に書かれているところなので、是非入れてください。

以上です。

松本部長 ほかにございますようでしたら、また後ほど戻っていただいても結構ですが、「2. 消費者問題に関するワンストップ・サービス拠点としての役割」について、御意見ございましたら、お出してください。佐野委員、どうぞ。

佐野委員 4ページの2の最後の地方の苦情処理委員会のところと、9ページに全く同じ文章が3行にわたり書かれています。4ページのところを読むと、国民生活センターが苦情処理委員会に申請できるようにしたい。そんなようにも読めるのですが、そのところはどうか。また、なぜ全く同じ文章が9ページに出ているのか、よくわからないので説明してください。

松本部長 そうですね。これはいかがですか。

川辺消費者調整課長 同じ文章というのは、逆に言うと2回入れただけということなんですけれども、この問題は、ワンストップ・サービスの拠点としても重要ですし、地方の文脈の中でも重要なので、同じ文章を入れさせていただいたということでございます。特に国民生活センターにそういうことを考えているわけではございません。

松本部長 水巻委員、どうぞ。

水巻委員 ネットワークを構築して電話番号を統一という表現がありますが、私はこれ

は非常に面白いと思います。例えば、110番なら消費110番というのをつくらせる、それは技術的にできるかどうかということをもつ答えていただきたい。

それから、もう一つ、消費者Gメンの具体的な人員は何人ぐらいを考えていまして、そして、どのような権限を持たせるのか、その辺、もしわかりましたら答えていただきたいと思います。

以上です。

川辺消費者調整課長 電話番号の件ですけれども、これはN T Tの方でそういうサービスがあると聞いておりますので、技術的には可能だと思います。

それから、消費者Gメンにつきましては、新組織の権能に非常に依存しまして、どこまで権能を与えるかは非常に難しいところがございます。ただ、今は、国民生活センターの個別の相談に対して、それを調べるという業務はございません。勿論、実態上はやっているところもあるんでしょうけれども、それを明確化する必要がある。今のところ、どの程度の人数かということについては、まだ想定をしております。余り具体的な案はございません。

松本部長 小林委員。

小林委員 頭のところの「はじめに」で「統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の発足の必要が高まっている」と書いてあるんですけれども、その後の2ページの最後のところに、「わかりやすい一元的な窓口を形成することが適当である。また、消費者に対する窓口は各省庁等にも数多く設置されているが、これらの関係機関とも有機的なネットワークを構築し」というふうになっている点が、国民生活センターとしての消費者窓口の統一的な一本化というのはわかるんですけれども、この言い方ですと、頭のところでは、各省庁で縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するということを言っているが、2の(1)のところでは、各省庁に数多く設置されているが、これらの関係機関とも有機的なネットワークを構築しというふうに言っていると、一元化・統一化が進まないのかなというような印象を受けるんですけれども、この辺り、もう少し見方を統一した方がいいんじゃないかと思うんです。あるいは、現状を統一されていないので、新しい省庁ができる前の現状であれば、各省庁にも数多く設置されている消費者の窓口という意味なのか、ここは整合性が取れないと思います。

川辺消費者調整課長 まず、これは現状を書いているということなんですけれども、勿論、統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の発足の必要性が高まっておりますが、まだ最終的な形態が見えませんが、こういうふうな書き方になっているというふうに御理解いただければということです。

松本部長 少なくとも各省庁がいろいろな消費者相談に応じることを一切やめろという議論は多分どこからも出ていなくて、しかし、どこに行ったらいいかわからない人とか、各省庁よりは消費生活センターとか国民生活センターの方が信頼できると思っている人がいるんだとすれば、そこにすべて来ていただけるようにという方が主であって、既存の窓

口を全部国民生活センターに一本化ということではないと思います。

山本委員、どうぞ。

山本委員 同意見であります。毎回出席しているわけではないので、細かくは承知していませんが、たしか第6回の会合でもそういう議論があって、「ワンストップ・サービス」という言葉が、保健所とか、そういうものを全部つぶして、全部国民生活センターで引き受けるかのような誤解を招くというやりとりがございました。したがって、今、小林委員の発言のような受けとめ方もあり得るということであれば、その誤解を防止するような表現を工夫していただければよいのかなというふうに思います。

松本部長 ほかにごさいますようでしたら、次に進みたいと思います。4ページの「3.市場の監視役としての役割」の部分について、御意見をどうぞお出しください。品川委員。

品川委員 4ページに、今の話とも絡みますけれども、情報の迅速かつ一元的集約というのがあって、これは関係各省でもそれぞれ消費者相談窓口みたいなことは持った上で、それを迅速かつ一元的に集約、そういうふうに読むんであろうと思います。このこと自体も、まずだれもが賛同なさることだと思いますが、具体的にどうするかということを書き込みいただくことはできないか。

例えば、4ページの一番下には、国民生活センターと関係機関の情報交換、既にP I O - N E T 端末の設置が進んでいるというくだりもあるわけです。関係機関でもP I O - N E T の端末は予定よりも極めて少ない機関にしか設置をされていないやに伺ってありました。端末の設置だけでもそういうテンポで、関係機関に集約された情報が国民生活センターに迅速に集約される仕組み、システムの作り直しなり、各種フォーマットの作り直しから始めて、できるだけこのネットワーク形成を急ぐことと、それから、これを急ぐために必要な措置、法的にきちんと縛りかけるとか、具体的な措置というのをもう少し書き込めないものかと思います。

それから、5ページの上で、データ入力の迅速化が課題とされているということで、消費生活センターでケースが扱われてからP I O - N E T に情報が入力されるまでに、少なくとも1カ月はかかるという実態なんだというふうに伺っています。

現在の各種消費者被害というのは、新しい被害の手法が次々に開発をされて、かつ急速に全国に広がっているという実態があることを考えますと、相談情報が1カ月たたないと入力されないというのは余りにも時間がかかり過ぎではないのか。そんな点では、情報によって、例えば緊急情報と一般情報と分けて、緊急情報については、それこそ直ちに入力されとか、それぞれ時間的にはどのぐらいで入力されるようにするとか、そんなような話をもう少し具体的に記述するというふうにならないものかと思います。

同じように、5ページの一番下で、これは商品テストの充実強化ということで、他のテスト機関等との連携を進めるということが書かれておまして、それは大変結構なことだと思いますが、センターが必要と判断したときには、他の機関において優先的に実施され

るような制度というのが書かれています。これも各テスト機関がそれぞれの意思決定を行う構造になっている中で、既に決めている計画よりも優先して国民生活センターの依頼テストを行っていただくとすると、それを現実化するための具体的な措置が必要なんだろうと思うんです。これは願望だけ書いていてもしようがないわけでしょうから、具体的にどのような措置を取るのかということなども是非記述願えないかというふうに思います。

松本部長 川辺課長、いかがでしょうか。他省庁等で受け付けた情報について、P I O - N E T に集中することをもう少し強制化できないか、あるいは義務化できないかという点。それから、商品テストについて、他の機関に優先的に取り組んでもらうようにするという点について、もう少し実効力を持ってないか。どちらも共通の性格があるかと思いますが、この点について、何かお考えがありますか。

川辺消費者調整課長 まず、P I O - N E T でございますが、先ほど余り進んでいないということでしたが、この1月、2月でかなり進んでおりまして、導入を前向きに考えていただくところが増えましてございますので、P I O - N E T の設置につきましては割と進んでいます。

ただ、情報入力を何らかの法的なものでやるというのは、なかなか難しいのではないかと私どもは考えております。例えば、現在の消費生活センターも別に法的に強制をしているわけではございませんので、そこをやるのはなかなか難しい。ただ、協力依頼なのか、そういう形で対応していくということは可能ではないか、むしろそうやっていくのでないかと考えております。

同時に、商品テストでございますけれども、これもおっしゃるとおり、どういうふうにするのかはなかなか難しいんですけれども、要請という形なのか、それとも協定という形なのか。例えば、協定という形で、合意という形でセンターとの間で結んでいくということも考えられるのではないかと思います。ただ、これはいずれにせよ相手もあることでございますので、今後の検討課題と考えております。

松本部長 西村委員。

西村委員 今の品川委員のものに関しましては私も同感で、4ページの下の方の双方向の情報提供の件ですが、各省庁のヒアリングを伺っていて、12月からのP I O - N E T の利用が各省庁で始まっているということがありましたけれども、一方で先方からの情報提供はないという実情がある意味で明らかになった。スタートしたばかりということもあるのかもしませんが、そういう意味では、今、川辺課長がおっしゃったような協力要請ということは是非やっていただきたい。

私が考えてきたのは6ページの(4)の「消費者の自立支援に向けた情報提供」でございます。例えば、4行目に「国民生活センターには、消費者への情報提供や消費者教育の充実が求められている」というのは全くそのとおりで、ここでも議論ございましたとおりです。

同時に、6行目からのパラグラフの「情報提供については」というくだり、それから、1

5行目ぐらいでしょうか、「消費者教育については」と、情報提供と消費者教育が2つ並びになってございます。私は、情報提供というのは、ある意味では、集まった有用な資源を一方向的にワンウエーで提供していくということであって、教育の場合にはかなり双方向の関係性がある、やはり学習する対象があるわけです。そういう意味では、このタイトルを「消費者の自立支援に向けた情報提供・消費者教育」ということで、教育も是非書いていただきたい。これは勿論、基本計画の柱でもございますので、その中核的機能を国民生活センターに担っていただければと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

松本部長 山本委員、どうぞ。

山本委員 このパートは全体的にこれまでの審議を的確にまとめられていると思いますので、基本的に賛成であります。4ページの最後の行から5ページのところで、安全にかかわる情報と、それ以外の取引に関する情報を切り分けて集約するという記述があります。この点も内容的には、これまでそういう方向で議論が進んできていると思いますし、合理的であるので、そういう取りまとめで賛成でありますけれども、細かいことを言うと、安全にかかわる情報と、それ以外の取引に関する情報というのは、どういうふうに分けるのかということがあって、特に現在問題になっている表示関係のいろんな事案は、ほとんど商品選択にかかわるところが多くて、料亭における偽装であるとか、赤福であるとか、比内地鶏などは全部商品選択の問題です。

表示の領域では、御存じのように、食品衛生法などにおける安全にかかわる情報と、JAS法における商品選択の情報と、その分け方が一方においてあって、これが今、やや問題ではないかということで指摘されていることもあり、注で切り分けの基本的な考え方を示すというようなことをする余地があれば、少し検討していただきたいと思います。

私の理解では、ここで安全にかかわる情報と言っているのは、安全にかかわる表示のことを言っているのではなくて、現実の危害に至っている、あるいは危害の現実の恐れがあるという情報と、それ以外の情報という趣旨だと思うんです。したがって、安全にかかわる表示、これは後の方に入らないかというふうに理解していますが、その辺りがこの文言からは一見して明らかではないので、多少明らかにされた方がよいのではないかと思います。

以上です。

松本部長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 どこかで読めるのかもかもしれませんが、5ページの「商品テスト機能の充実強化」のところ、業界のテスト機関というのはここには入っていないのでしょうか。例えば、ある製品に関して、事故や危害が発生したといった場合に、行政のレベルの研究機関だけではなくて、その業界のテスト機関というのはより専門的なので、そちらにも協力してもらおうとかは考えられないのでしょうか。費用の問題がありますが、自分の業界の問題であれば対応するのではないかと思います。

業界のテスト機関は専門的で、行政の機関以上に充実しています。もっと明確に入れるべきではないかなと思います。

川辺消費者調整課長 そこに「大学、研究機関、独立行政法人」と書きましたが、研究機関の中に入れていたつもりだったんですけれども、そうであれば、おっしゃるとおり、入れさせていただきたいと思います。言いぶりはちょっと考えさせていただきます。

松本部長 吉岡委員。

吉岡委員 今のところなのですが、微妙な問題でして、岡田委員がおっしゃるように、確かに企業の中でも優秀な研究機関があることはそのとおりなだけけれども、消費者が企業がやる商品テストを信頼しないという側面が一方であるわけで、そういう意味では、この文章に書かれている「大学、研究機関」という、非常に絶妙な書き方で書いているところでいいのかなというふうに思ったりして、あえてここに「業界の研究機関」という言葉を入れると、かえって誤解を生んでしまうような気もしないではないかなと思うんです。

それ以上に、よその研究機関でやって、国民生活センターは商品テスト機能を後退とまでは言わないけれども、現状維持、それぐらいしかやらないよというような読み方しかできないんです。例えば、5ページの下から6行目のところでは、「他機関とテスト内容が重複しないよう」とある。確かに重複するのは無駄なことですが、国民生活センターとして消費者のために必要なテストはどしどし積極的にやっていく。その際に、金がかかり過ぎたとか、機械設備がないとか、そういうときは他機関と連携するのは当然のことですが、全体の商品テスト機能を充実強化して、国民生活センターが独自にばりばりやっていくよという意気込みがこの記載の中から読み取れないんです。ほかの研究機関にやってもらえばいいではないかというような書き方になっているような気がして、ちょっと気になるんですが、その辺はいかがでしょうか。

川辺消費者調整課長 「商品テストの機能の充実強化」とタイトルにございますように、決して現状維持とか、衰退していったいいというふうにしたつもりはございません。ただ、先生御指摘のように、国民生活センターだけで全部できるわけではございませんので、できないものにつきましては、やはりほかの機関の能力も活用せざるを得ないと思います。そういったつもりで書いております。

更に、テスト内容が重複しないようにというのは、そこは結構重要なところではないかと思えます。国民生活センター自体の持っている能力、資源は有限でございますので、より国民生活の実態に即したテストに集中したい、需要の高いものに集中すると、こういった趣旨で書いているわけでございます。

松本部長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤（憲）委員 質問と意見があります。5ページの（2）の上から6行目に「消費者問題に関連の深い業界等」とありますけれども、これは具体的にどのような業界が考えられるのかということをお教えさせていただきたいということが1点。

もう1点は、7ページになりますが、（6）の上から5行目に「事業者名を積極的に公

表していくべきである」とあります。私も一定要件を満たすようなものについては、特に安全にかかわるようなものについては公表した方がいいと思うのですが、何でも公表せよという印象にとられると、また議論が紛糾するかもしれません。ここに公表の要件、時期、内容等に関する基準を設けてということを入れれば、そう変な議論にはならないと思います。

川辺消費者調整課長 「消費者問題に関連の深い業界等」というのは、この業界と、この場で申し上げるのもどうかと思いますけれども、折々のときにピックアップされる問題というのはあると思います。この場合、消費者Gメンの並びで書いてございますけれども、今、ときどきに問題になっている消費者問題、そういったことについて分析をしていくと、そういうつもりで書いております。

それから、今、先生から御指摘があった事業者の監視機能のところでございますけれども、それはおっしゃるとおりでございますが、そこは「適切なルールに基づき」と書くことによって、何でもかんでもやるということではないということに御理解をいただきたいと思っております。

松本部長 今の第1点の御指摘のところの「消費者問題に関連の深い業界等」の「関連の深い」という表現がよくわかりにくいだらうと思います。弁護士業界も消費者被害救済に非常に熱心だから、関係の深い業界かということにもなりますから、もう少しこの言い回しは工夫していただきたいと思います。

ほかにございませんか。それでは、また後ほど戻っていただいても結構ですから、次の7ページ以下の「4. 現場情報を政策に反映させる役割」の部分につきまして、どうぞ御意見をお出しください。どうぞ、岡田委員。

岡田委員 7ページが一番下なんですけど、「このため、国民生活センターを所管する行政機関等」となっているんですけど、これが何なのかが私は理解できなかったんです。

川辺消費者調整課長 これまた組織論とかもあるんですけども、国民生活センターを所管する行政機関というのは、今後、一元化の議論の中でどうなるかというのが明らかでないので、こういう書き方にさせていただきました。

岡田委員 これからの組織を含んだわけですね。

川辺消費者調整課長 はい、議論を踏まえてということでございます。

岡田委員 わかりました。

松本部長 佐野委員、どうぞ。

佐野委員 最初に質問したときのお答えがいただけたかったので、もう一度お聞きします。4の最初のところに書かれている「消費者が主役となる行政」と、次の8ページの(2)のところに「消費者が主役となる政府」をどういうふうに使っているのかを教えてください。

川辺消費者調整課長 「行政」と「政府」につきましては、統一する方向で修文させていただきます。

松本部会長 たしか福田総理は「行政」の方を使っておられたと思います。

川辺消費者調整課長 そちらの方に統一させていただきます。

松本部会長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤（憲）委員 8ページの上から6行目に「新組織自身が法執行機能等を持つ場合、機動的な対処を図るためには」云々とあります。これは同一の事案について複数の行政機関等が立入調査権を持つことにはならないと私は思っているのですが、そういうことでいいのでしょうか。もしそうであれば、「機動的な対処」の前に、「どの法執行部門が担当するのか不明な分野において」とかいうことにすれば、クリアになると思うのですが、いかがでしょうか。

松本部会長 どうぞ。

川辺消費者調整課長 これまた一元化で決まっていなからということもございませけれども、新組織がどの分野で法執行機能を持つかということ、そもそも持つかどうかも明らかでないわけです。おっしゃる懸念はわかりますけれども、そういう意味では、こういう書き方ぐらいかなと思っております。

松本部会長 どうぞ。

齋藤（憲）委員 今と同じところです。国民生活センター自身が立入調査権等を担うことも検討課題であるということは、理論上はあり得るような気もしますが、そのときには、立入調査権というのは、要するに適正手続に基づくということであるか、確認していただきたいと思っております。いわゆるデュープロセスの確保が必要ということです。

川辺消費者調整課長 立入調査権行使は法に基づくわけですから、当然それはデュープロセスに基づくものと考えております。

松本部会長 ほかにございませようでしたら、8ページの下の「5.被害救済機能の強化」の部分について御意見をお出しください。品川委員、どうぞ。

品川委員 9ページですけれども、不当な行為に対する差止請求権の検討ということも記述されています。消費者団体訴訟制度はまだスタートしたばかりということにして、国民生活センターがこうした請求権を持つこと自体の検討というのは結構だと思っておりますけれども、当座はまず消費者団体の訴訟制度について、それが有効活用できるように、国民生活センターの支援機能を強化するというのがまず第1段階ではなかるうか。

そういう意味では、前のところの消費者への情報提供というふうなことがあり、その中には消費者団体への情報提供等というのも6ページのところに記述されていると思っておりますが、現在、適格消費者団体にPIONET情報の中で開示されているのは、相談概要についてだけで、その処理の結果がどういうふうになっているかというふうな中身は開示する構造になっていません。消費者団体に対する情報提供を厚くしていくことの検討ということを最初にまずお考えいただくことも、必要ではないかというふうに思っております。

松本部会長 消費者団体一般ではなくて、適格消費者団体に対して、より支援を強化すべきだということをごどこかに特記するかどうかということですね。

今の点でもよろしいですし、ほかの点等も含めまして、御意見ございませんか。どうぞ、齋藤委員。

齋藤(憲)委員 今回のコメントは、それこそ的確なコメントという印象を受けています。9ページの上から2行目のところですが、「不当な行為」という言葉を使っています。これは人によって、違法とか不正とか不当とか、あえて使い分けている人と、余り意識せずに使っている方もあるわけですが、「不当」としたことに何か意味があるのか、あるいは定義が何かあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほどあった、国民生活センターにいろんな権能を持たせるという検討の中で、ADR機能を1つ持つ、それから、適格消費者団体が差止請求を起こした場合に一定の情報を提供したりする、というようなことを全部網羅的に俯瞰した上で、国民生活センターに差止請求権を付与することがどういう意味を持つのかという検討がなされたかどうか、それをお伺いしたい。

松本部長 最後の点につきましては、これは検討課題だということですから、もしそういうことが必要だということであれば、積極的に御検討いただくということになると思いますが、「不当な行為」の「不当な」という言い回しについては何か理由はございますか。

川辺消費者調整課長 「不当な行為」は「違法な行為」と読み替えていただいても結構でございます。

松本部長 山本委員。

山本委員 この件についても、第6回の会合で若干のやりとりがあった程度でありますけれども、当然、対象行為をどうするか、現行の消費者契約法の対象行為に限定するのかということは、制度設計の議論でされるべきだろうと思いますので、およそ抽象的に不当な行為全般という趣旨を必ずしもここで意図しているのではないのではないかというふうに私は理解をしております。

それから、前のお二方の議論につなげて更に発言させていただきますと、私も品川委員が発言されたこと、齋藤委員が発言されたことと基本的には同感でありまして、国民生活審議会消費者政策部会の議論は、ADR機能にしても、今回の国民生活センターの在り方の議論にしても、行政のてこ入れというところを中心的な課題としておりますので、原案のような記述になっておりますけれども、一方において、ADRにしても、団体訴権にしても、民も非常に現に頑張っておられるわけだから、基本的には民と官の協働が大きなテーマでありまして、今回はたまたま行政の方をどうするかということがテーマなので、こういう書きぶりになっている。しかし、民との協働とか、民への支援ということを決して忘れていないということ、短くても結構ですから、何らかの形で是非記述をしていただければというふうに思います。

以上です。

松本部長 ほかにございませんようでしたら、次の9ページの「6. 地方の消費生活

センター等の活性化」の部分につきまして、御意見をお出してください。山本委員、どうぞ。

山本委員 細かいことなのですが、先ほど川辺課長の御説明を聞いていて、1つミスプリントがあるのではないかと思ったのですが、9ページの下から8行目の「消費生活センターの設置」というのは「消費生活センターへの設置」の誤りでしょうか。私は最初、この文章がよく理解できなかつたんですが、どうもそうらしい。そうであれば意味が通ずるんですが、そうでないと何か変な、違和感がある文章だと思ったんです。

川辺消費者調整課長 場合によっては修文をさせていただきますが、この趣旨は、すべての消費者に対して一元的に窓口を提供できるように、消費生活センター自体を設置、配置していくべきであるということをごさいますして、認識としては、まだそうではないのではないかという認識があるんです。

山本委員 そうであれば、ちょっと意見があるんです。そうであれば、もう設置されているところもあるんですから、文章としては、「未設置の自治体における消費生活センターの設置を目指すべきである」としたらいかがでしょうか。また、設置されていても、郡部などで、窓口を開いている日数が限られているとか、時間が限られているということもありますから、設置だけではなくて、もう既に設置されているところの充実強化ということも並行してうたわれるべきではないかというふうに思います。

松本部長 今の目指すべきというのも、だれが目指すべきなのか。自治体が目指すべきだということで、自治体の責務だとしてしまうのか、国がというのかということもかなり重要でしょう。

山本委員、どうぞ。

山本委員 その点もお聞きしたかったんですけれども、そこは10ページの上から3行目で「必要な予算・人員を確保すべきである」とありますので、これは内閣府の下での審議会です。以上、内閣府国民生活局が責任を持ってやっていただけるものだと私は期待しております。

松本部長 ほかにごさいませぬようでしたら、最後の10ページの「7. 国民生活センターの組織形態等」の部分について、御意見をお出してください。齋藤委員、どうぞ。

齋藤（憲）委員 質問です。真ん中の段落の1行目に「国民生活センターの意思決定に消費者の意見を代表する者が関わる」と書かれていますけれども、国民生活センターの意思決定というのは、通常、私どもが読むと、運営方針とか、運営の在り方全般に関する意思決定であるというふうに読むのですけれども、この中に、例えば、どの事業者に立ち入るかとか、あるいは個別の案件の調査方法を具体的にどうするか、といった点まで含まれるのかをお伺いしたいと思います。

川辺消費者調整課長 これは多分、どの程度関与するかというのはまだこれからの検討事項なんだと思います。意思決定に踏み込む方法もいろいろあると思うんです。1つは、下に書いてありますように、理事長等、役員の人に入っていただくという方法もごさいますし、更にアドバイザリーボードみたいな形で意見を言う方法もごさいます。委員御指摘

のようなところについてもかかわるという考えもあります。ただ、これはやはり今後の検討事項ではないか。どこまで関与するかというのは今後の検討事項だと私は思います。

松本部会長 それでは、全体にわたりまして、総合的な見地から御意見がございましたら、お出してください。あるいは、更にこの論点が落ちているのではないかというような御指摘もございましたら、どうぞ。吉岡委員、どうぞ。

吉岡委員 私はこのサブタイトル、副題がちょっと気になっていまして、国民生活センターというのは10年、20年先を見越して、日本の消費者行政の中心になるべきだというような位置づけで議論をするんだとした場合に、このサブタイトルは何か現場だけを対応強化することで足りるんだというようなイメージになってしまっている。しかし、書かれている内容については、現場以外にも、国際的にどうだとか、いろいろいいことが書かれているので、副題で現場だけに絞り切る表現よりも、「はじめに」の1行目にある「消費者・生活者を主役とする行政」への転換を求めて、こういう議論をしているんだろうと思うので、そういう行政への転換に向けてとか、現場以外にも全体を考えているよというサブタイトルにならないかなと思います。いかがでしょうか。

松本部会長 表題、タイトルというのは顔でありますから、非常に重要なので、この部分について、どうぞ御意見をお出してください。

私の実感として、国民生活センターが現場対応しているかということ、ごくごく限られた部分しかしていなくて、実際は地方の消費生活センターがまさに現場対応をしているわけなんで、地方の消費者行政について、もっと書き込むのであれば、まさに現場対応でしょうが、このペーパーは現場対応以外の部分の方がむしろ比重が高いような気がいたします。本当は地方の部分についてももっと書いて、予算もつけてということでやれば、素晴らしい報告書になるんでしょうけれども、そこまでいかないということでございますので、何か副題で、吉岡委員のおっしゃったこと以外に魅力的なタイトル等ございますか。水巻委員、どうぞ。

水巻委員 これまでの勉強会で、国際的な在り方というのを勉強したと思うんです。例えば、韓国の話とか、いろんなことをやったんですが、そのときに、日本型消費者行政の脱皮をしなければ、日本は遅れるのではないかとこのことを私は非常に痛感したわけです。ですから、そういうニュアンスの新しい視点、国際的な視点というのをに入れていただければいいのではないかなと、個人的には思っております。

松本部会長 何か具体的な表現提案はございませんか。どうぞ、中名生委員。

中名生委員 今、御意見が出たので、これは思いつきなんですけれども、考えてみますと、現場対応というのは、松本部会長がおっしゃったように多少違和感があるとすれば、この国民生活審議会での審議というのは、昨年12月24日にされた閣議決定に基づいて審議が進んでいる。その閣議決定というのは、国民生活センターが消費者問題全体に取り組む中心的な存在になるよう、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、年度内に結論を得る。そういう意味では、国民生活センターの位置づけというのは、福田内閣として閣議

決定で既に決まっているわけですから、その表現を取って、消費者問題全体に取り組む中心的存在に向けてというのが副題にするのも1つだと思います。

松本部会長 今の点でも結構ですし、ほかの点についても結構ですが、全体について御意見ございませんか。何か重要な点で漏れているのではないかというような御指摘はございませんか。早川委員、どうぞ。

早川委員 私、今回、これを見てみまして、「7. 国民生活センターの組織形態等」の最後の方の、消費者の意見を代表するという、それから、民間から適切な人を登用するという、これはすごくいいことだと私は思いました。今までどうしても、こういう会にしましても、有識者とか、学者先生とか、そういう方々で構成されている分野が多いなというふうに思いましたので、一人でも多くの一般の民間の人たちが審議の中に入れるようにということはとてもいいことだと思います。

もう一つ、8ページのところの「国家公務員などの研修の場」は、公務員の方々が国民生活センターとか消費生活センターとか、そういったところの現場を体験できるという、これもとてもいいことだと思います。実は、私の体験で、10年以上、県庁関係だとか、弁護士の新人の人たちだとか、そういうふうな方々を企業の研修として1年間、企業の中でいろいろ勉強いただくというようなことをやってきた経験があります。それは何もお客様の情報が入ってくるころだけではなくて、企業がどういう形で企業活動しているかということをお役人の方々も知っていただき、そして現場も知っていただきということだと、いろんなものの対応の仕方が、それこそ消費者が望む対応の仕方になっていくのではないかなというふうに私は感じます。

以上です。

松本部会長 例えば、企業の消費者対応部門での研修とかいうのもここに書き加える。

早川委員 入ってもいいのではないかな。学校の先生とか、全く企業に携わらないでお仕事しているところがあるわけで、そういうところを見ることによって非常に勉強になったということやら、裁判の場においても、一消費者たちのいろんな声を聞くことによって、バランスあるジャッジができるようになるのではないかなというような御意見もいただいておりますので、どこを選ぶかということは非常に難しいとは思いますが、そういうことがあってもいいかなというふうに思います。

松本部会長 品川委員。

品川委員 たしか前回は発言したのと同じことを繰り返すことになるかと思っておりますけれども、最終的に国民生活センターの設置目的に、法律上、消費者基本法を受けて、消費者の自立支援、あるいは今回特に強調されています地方消費者行政の支援というふうな内容を法的にも明記した設置目的というふうなことを、是非どこかに表現していただけるといいのではないかなというふうに思っております。

松本部会長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤（憲）委員 これは念のためにチェックしておいた方がよいと思うことです。「G

メン」という言葉が用いられています。「メン」というのは男の複数のはずです。最近、「チェアマン」も意識して使うことがあります。国の大事なレポートに「Gメン」と書いて本当に違和感を感じる人がいないのか、これはネイティブにでも聞けばわかると思いますので、チェックしておいた方がいいと思います。

松本部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。もしございましたら、基本的にこの枠組みで御承認いただけたと思いますが、何点か、もう少し文章を練るべきであるとか、あるいは表現を加えるべきであるといった御提案がなされましたので、そのような点について、事務局で修正いただいて、次回のこの部会でまた御審議いただきたいと思います。

なお、本日の議論の中で言い落としていた点とか、後で意見が新しく出てきたことがございましたら、なるべく早い段階で事務局の方に御連絡いただければ、修正案になるべく反映させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題2の「『独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案』の国会提出について」、事務局より報告をお願いいたします。

内畠企画官 それでは、資料2「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案について」が配られていると思いますので、それに基づきまして説明させていただきます。

3つほど資料が付いておりまして、上の2枚がポンチ絵を示したものの、もう一枚が法律案の概要、最後に冊子になったものがあるかと思います。ポンチ絵の方は、12月にこの部会でおまとめいただきました報告書の内容と同様のものがございますので、説明は省略いたしまして、法律案の要綱の方で法律案の仕上がりをお説明したいと思います。冊子の1ページ目の法律案の要綱をごらんください。

まず、第一ですが、センターの目的及び業務の範囲でございます。これは、センターの目的と業務の範囲に、重要消費者紛争の解決を図ることを追加するものでございますが、この場合の「重要消費者紛争」の定義といたしましては、まず「消費者紛争」の定義をいたしておりまして、これは、消費生活に関して、消費者、あるいは適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争をいうこととしておりまして、その中で特に、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるものを「重要消費者紛争」ということにしまして、この解決についての業務を行うことを目的及び業務に明示するというところでございます。

第二が紛争解決委員会でございます。実際に紛争解決を行う組織についての規定でございます。まず、設置、権限等といたしまして、センターに紛争解決委員会を置くものとするということでございます。

その委員会の権限といたしましては、重要消費者紛争解決のための和解の仲介、つまり、あっせん、調停と呼ばれるものと、仲裁の手続の実施その他この法律の規定によりその権

限に属させられた事項ということで、後の方で御説明いたしますけれども、結果の概要の公表でありますとか、義務履行の勧告についての事務を取り扱うということになってございます。

1 ページめくっていただきまして、委員会は独立してその職権を行うものとするということでございます、この場合の独立してというのは、センターの理事長の指揮命令を受けない、独立した存在としての職権を行うということでございます。

組織、委員の任命についてが二でございます、委員会は委員 15 人以内をもって組織する。

その委員につきましては、法律、あるいは商品、役務の取引に関する専門的な知識、経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命するということにしております。

この委員のほかに、特別委員というものを置くことができるというのが 3 でございます。

更に、委員会に委員長を置いて、委員の互選によりこれを定めるということでございます。

第三が和解の仲介手続についてでございます。手続の開始につきましては、当事者の双方から申請がある場合は勿論でございますけれども、一方からの申請についてもこれを受け付けるということでございます。

それから、仲介委員ですが、和解仲介手続は、1 人または 2 人以上の仲介委員によって実施するものとする。つまり、特に法律上、人数を具体的には定めずに、事案によって必要な人数を判断するということでございます。

更に、中立、公正性ということで、中立かつ公正な立場において手続を実施しなければならないということを定めてございます。

三が出席及び文書等の提出の要求でございます、この部会でも議論があったとおりでございますけれども、手続を実施していく上で必要があるというときは、仲介委員は当事者に対して出席を求めたり、あるいは事件に関係のある文書、物件の提出を求めることができる、こういう権能を与えてございます。

更に、四で和解案の受諾勧告でございますが、場合によっては和解案を作成して、当事者に対し、その受諾を勧告することができることにしております。

五が手続の終了でございます、これは 2 タイプございまして、まず 1 つ目が、申請に係る重要消費者紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でない場合、あるいは不当な目的のみだりにされた申請であるような場合には、和解仲介手続を即座に終了させなければならないというのが 1 つの終了の事由でございます。

もう一つは、和解仲介手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと、これは双方の主張に余りにも懸隔があって、なかなか着地点を見つけるのは難しいというような場合には、和解仲介手続を仲介委員は終了させることができるということでございます。

六が法的効果でございますが、時効の中断ということでございます、先ほどの和解が

成立する見込みがないとして和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介をした者がその手続を終了させた旨の通知を受けた日から1月以内に同じ要求について訴えを提起した場合については、和解の仲介の申請の時に訴えの提起があったものとする、ということでございます。

七が訴訟手続の中止でございますが、これは、訴訟手続と、ここで行われる和解仲介手続が同時に並行する場合には、受訴裁判所は4か月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することによって、その期間はここで言う和解仲介手続に専念していただくと、こういう規定でございます。

以上が和解の仲介でございます。

第四が仲裁でございます。仲裁についても、当事者の双方、あるいは一方から仲裁の申請をすることができるわけですが、これは仲裁でございますので、一方がする仲裁の場合には、この法律の規定により仲裁に付する旨の合意、仲裁合意がなければならないということを規定してございます。

仲裁委員につきましても、これは特に法律上人数は定めずに、事案に応じて人数を定めるということでございます。

仲裁委員の選定につきましては、基本的には当事者の合意によって選定した者について委員長が指名するというにしますが、余りにも対立が大きくて、当事者の合意によってはその選定がなされないような場合には、委員、あるいは特別委員の中から委員長が指名するということでございます。

中立、公正な立場において手続を実施しなければいけないというのは、和解の仲介と同様でございます。

更に、文書等の提出の要求につきましても同様でございます。必要がある場合には、当事者に対して資料の提出を求めることができるという機能も付与してございます。

第五は雑則でございます。一つが結果の概要の公表ということでございます。これは模範事例を示すことによって、地方での解決に役立てていただくという意味もございまして、手続が終了した場合で、必要と認めるときには、それらの結果の概要を委員会は公表することができるということにしてございます。

更に、義務履行の勧告であります。これは和解、あるいは仲裁判断で定められる義務について、義務者が履行しない場合には、権利者の申出を受けて、義務者に対して履行の勧告を委員会はすることができるという規定を設けてございます。

第六が消費者紛争にかかわるセンターのその他の業務でございます。一つ目が訴訟の準備、追行の援助でございます。和解仲介手続によっては、その解決が図れずに、同じ請求について消費者が訴えを起こす場合には、センターが訴訟の準備または追行の用に供するための資料を提供することができるとしてございまして、重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものは除くということでございます。提供する資料としては具体的にはP I O - N E Tの情報であるとか商品テストの結果、そういった情報が考えられる

のかなと考えております。

二が情報の収集、公表でございますけれども、消費者紛争が生じた場合に、迅速、適正な解決を図るというのは当然重要でございますけれども、それを予防するということも大切でございます。そのために、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、センターがその情報の提供を依頼することができる。更に、そうした情報を整理、分析して、必要と認める場合には、その結果を公表する、あるいは関係行政機関に対して意見を付して当該結果を通知して、適切な行政措置を取っていただくことができるようにしてございます。

施行期日につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内ということでございますので、来年の4月を目途に準備を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。

引き続き、議題3の「『消費者契約法等の一部を改正する法律案』の国会提出について」、事務局より御説明をお願いいたします。

加納消費者団体訴訟室長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明したいと思います。資料3は横長の2枚物として、制度の内容等について御説明したものであります。

消費者団体訴訟制度につきましては、消費者契約法に既に導入されているところですが、今般、これを景品表示法、いわゆる景表法及び特定商取引法、いわゆる特商法にも導入しようということの内容とするものでございます。これにつきましては、既に、この消費者政策部会の下に設置されました「消費者契約に関する検討委員会」において、1月下旬から2月上旬にかけて検討され、その報告につきまして、2月15日のこの消費者政策部会において御報告させていただいたところでございます。

2番のところですが、「景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入について」と書かせていただいておりますけれども、現状としまして、いわゆる商品・役務の多様化を背景として、景品表示法及び特定商取引法違反行為による消費者被害が急増しているということを書いておりまして、景品表示法であれば、最近の例で言いますと、いわゆる不当表示の問題であるとか、特定商取引法であれば、数年前に社会問題化した住宅リフォーム詐欺であるとか、英会話学校の清算規定の問題などの継続的な役務提供取引について一定の規制をしている法律ですが、そういった被害が増えているというところでございます。

これにつきまして、矢印の下のところですが、既に景品表示法、特定商取引法においては、公正取引委員会及び経済産業省の行政処分という形での法執行が用意されているところですが、消費者被害の未然防止・拡大防止という観点から、必ずしも十分手が行き届かない部分があるのではないかとこのところでもして、これに対して、消費者団体訴訟制度を活用するのがよいのではないかとこのように検討されてまいりました。

右の制度導入後のところの2つ目の のところですが、より消費生活に密接な情報に基

づいた活動が期待できる。消費者団体は、行政庁よりもより消費者に近い存在でありますので、行政庁が法執行を行うよりも機動的な活動が期待できる場合もあるのではないかと。

また、3つ目の にありますように、行政処分とは別に民事ルールで差止請求権を付与することになりますので、行政処分と違って、交渉による和解などにより、事案に応じて柔軟かつ迅速な解決を図ることができるのではないかとこのように考えられるところでもあります。

また、公正取引委員会及び経済産業省のリソースにつきましては、より重要案件に集中させるなどによって、行政庁の行政規制と適格消費者団体の差止請求権の行使が双方うまくタイアップするような形で、全体として法の実効性を確保することにつながればと考えられるところです。

2枚目に移っていただきまして、具体的な改正内容ですが、下の図に基づきまして御説明差し上げますと、1つ目は、差止請求の対象となる行為の拡大ということでありまして、現状は内閣総理大臣が認定をした適格消費者団体が消費者契約上の不当な行為についてのみ差止請求をすることができるとなっておりますが、これを改正しまして、景品表示法、特定商取引法上の不当な行為についても差止請求をすることができることによって、消費者利益の擁護を更に図ることができるのではないかと。

右の図ですが、その際の適格消費者団体の認定・監督手続につきましては、当初は各法上別々に行うことも考えられていたわけですが、消費者契約法上に一本化の方がよいのではないかとこのように検討しまして、そのように措置をしているところであります。具体的には、申請団体は内閣府に対して申請をして、それに基づきまして内閣府が公正取引委員会、経済産業大臣から意見を聞き、その意見を斟酌しながら認定または不認定の決定をして、その決定を申請団体に結果を通知する。また、ホームページ等で一般国民の方々に対しても公表して、一元的な情報問い合わせというものを可能にするということにして、下の四角にありますように、いわゆるワンストップ窓口を果たすことによって、申請団体の事務負担を軽減するとともに、行政コストの削減を図る。

更に、その団体が消費者契約法、景品表示法、特定商取引法、どの法律上の団体なのかというのがよくわからないという事態を避けるという意味では、事業者も含めた国民一般にとって、内閣府における一元的な情報提供、問い合わせを可能とするということが、むしろ資するのではないかとこのように考えられるところで、そのようにしているところです。

もう1枚ですが、縦長の「消費者契約法等の一部を改正する法律案の概要」に具体的な内容が書いてございます。1、2、3番とありまして、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法、それぞれについて改正をするという形になっております。

消費者契約法につきましては、先ほど御説明したような認定・監督における手続の一本化という形にして、(1)にありますように、認定の際に内閣総理大臣から公正取引委員会、経済産業大臣の意見を聞くとか、また、監督に関し、公正取引委員会、経済産業大臣

から内閣総理大臣に意見を述べることができるといった規定を設けるという改正内容にしております。

また、その意見を述べる前提として、適格消費者団体による差止請求の行使状況が公正取引委員会、経済産業大臣にも情報共有されていなければならないということとして、電磁的方法を利用する措置その他の方法により伝達するといったことを措置するというふうにしております。

2番、3番のところは景品表示法、特定商取引法の一部改正ということでありまして、景品表示法におきましては、いわゆる優良誤認、有利誤認の表示に対する差止請求権を付与する。特定商取引法におきましては、不実告知等の不当な勧誘行為、あるいは虚偽、誇大広告、またはクーリングオフを無意味にするような特約等の特約を含む契約の締結について差止請求ができることとするというふうにしております。

最後に、施行期日につきましては、2つに分けておりまして、まず1つは、平成21年4月1日とするというふうな形にしておりますが、特定商取引法改正に係る規定については、特定商取引法及び割賦販売法改正法の施行の日というふうに2段階に分けております。

この後半の方につきましては、今般、特定商取引法改正におきまして、いわゆる指定商品・指定役務制の見直しなど、非常に重要な改正がされることになっておりまして、適格消費者団体の差止請求権は、見直しをされた後の特定商取引法上の規定を差止対象とするというふうになっておりますので、特定商取引法本体の指定商品・指定役務制の見直し等の改正法の施行の日に合わせてという形で2段階にするというふうになっております。

以上でございます。

松本部会長 ありがとうございます。ただいま2つの重要な法案について、概要を説明いただきました。内容につきまして、御質問がございましたら、お出しください。山本委員、どうぞ。

山本委員 国民生活センター法の一部を改正する法案につきまして、質問をさせていただきたいんです。ちょっと個人的な興味があつての質問なんですけれども、消費者紛争の定義の中で「消費生活に関して」という文言が入っております。この「消費生活」という言葉は非常にいわくのある概念でありまして、消費者契約法導入時の消費者契約の定義の中で、最初「消費生活」という言葉が入っていましたが、消費者、事業者の間に締結される契約、消費者、事業者をそれぞれを定義し、それに重ねて「消費生活」という言葉を置くことは、非常に限定的な意味合いを持ってしまうからということで、一時拳がっていたのがドロップしたという経緯があります。

また、細かい中身は忘れていますが、条例のそもそもの適用範囲を規定する条文の中で「消費生活」という言葉を書いている条例が結構ありまして、東京都などでも随分難しい議論をしたような記憶があります。

今回、定義規定の中で「消費生活に関して」という言葉が入って、その中の消費者、事業者、適格消費者団体、それぞれ定義があつて、その中でも更に絞り込んだ重要消費者契

約紛争を今回のADRの対象にするという内容になっています。ほとんど定義がある中で、「消費生活」という言葉だけが定義なしにぼんっと入っています。そこで、その点について何か検討されたようなことがあるのかどうか、その点について、提供していただける情報があるのであれば、御披露いただければというふうに思います。

松本部会長 どうぞ。

内畠企画官 それほど大きな議論があったわけではないんですけども、例えば、「消費生活に関して」というのがないとすると、労働関係の紛争みたいなものも定義上入ってきてしまうのではないかと思います。そういうのを除外する意味で、「消費生活に関して」というのをかぶせておいた方がいいのではないかと、そういった認識でありました。

松本部会長 今の第1のところを見ておきますと、個々の消費者と事業者との間の紛争だけではなくて、適格消費者団体と事業者との間の紛争もここで対象にできるということがわざわざ書かれておりますから、適格消費者団体が交渉で解決する、あるいは訴訟で解決する以外に、こういう第三者的な紛争解決手段を使ってもやれるということで、相当チャンネルが増えてくるということになると思いますし、訴訟を行うよりはかなり安価に行えるということですから、適格消費者団体としても使い道が出てくるのではないかなと思います。

その他、御質問等ございませんでしょうか。もしございませんようでしたら、まだ予定の時間は若干残しておりますけれども、この辺で審議は終了させていただきたいと思いません。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

川辺消費者調整課長 次回の消費者政策部会につきましては、日程等が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げたいと思います。

松本部会長 それでは、これで本日の部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。